

秋田市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

〔平成30年4月16日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、秋田市耐震改修促進計画（平成19年12月14日市長決裁）に基づく木造住宅の耐震診断に対する支援として、耐震診断を希望する市内の木造戸建住宅の所有者等に対し、耐震診断士を派遣して行う秋田市木造住宅耐震診断支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を診断し、評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日知事決裁）に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者をいう。
- (3) 木造戸建住宅 木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(事業主体)

第3条 支援事業の実施主体は秋田市とし、耐震診断士による耐震診断にあっては支援事業を適切に実施できると市長が認めた者に委託して行う。

(対象住宅)

第4条 支援事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次

に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 秋田市内に存すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建住宅（同年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築工事をしたものにあつては、当該増築部分の床面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延べ面積の2分の1を超えないもの）であること。

(3) 過去に耐震診断又は耐震改修工事を行っていないこと。

（対象者）

第5条 支援事業の対象者は、前条に規定する対象住宅の所有者等（実質的に所有していると認められる場合等を含む。以下「対象者」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。

(2) 次に掲げる事業の補助金の交付を受けたことがないこと。

ア 秋田市木造住宅耐震診断補助事業

イ 秋田市木造住宅耐震改修補助事業

ウ 秋田市木造住宅耐震改修計画補助事業

エ 秋田市木造住宅耐震診断等補助事業

オ 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業

(3) 過去にこの要綱に基づく耐震診断士の派遣を受けたことがないこと。

(4) 本市の市税を滞納していないこと。

（事業の実施）

第6条 市長は、予算の範囲内において、支援事業を行う。

（耐震診断士の派遣申請等）

第7条 耐震診断士の派遣を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、耐震診断士派遣申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、耐震診断士の派遣を決定し、その旨を耐震診断士派遣承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、その旨を耐震診断士派遣不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による耐震診断士の派遣の承認に際し、特に必要があると認めたときは、当該耐震診断士の派遣について条件を付すことができる。

(承認変更の申請)

第8条 前条第2項の規定による耐震診断士の派遣の承認の通知を受けた者（以下「派遣対象者」という。）で承認の内容に変更があったときは、耐震診断士派遣承認変更申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該承認の内容の変更が適当と認めたときは、その旨を耐震診断士派遣承認変更通知書により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第9条 派遣対象者は、やむを得ない事由により耐震診断の実施を取り止めるときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(費用の負担)

第10条 耐震診断士による耐震診断を受けた派遣対象者は、耐震診断に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により当該派遣対象者が負担する額は1万円とし、第3条の規定により市長が支援事業を委託した者（以下「受託者」という。）に支払うものとする。

(派遣承認の取消し)

第11条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士の派遣の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により耐震診断士派遣の承認の通知を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣の承認を取り消したときは、耐震診断士派遣承認取消通知書により当該派遣対象者に通知するものとする。

(取消しによる費用の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により耐震診断士の派遣の承認を取り消した場合において当該取消しに係る耐震診断を既に受けているときは、期限を定めて当該耐震診断に係る費用（第10条の規定により当該派遣対象者が既に負担した額を除く。）の返還を当該派遣対象者に命ずるものとする。

(耐震診断結果の通知)

第13条 受託者は、耐震診断の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、受託者から提出された報告書に基づき、耐震診断結果通知書により、派遣対象者に当該結果を通知するものとする。

(耐震診断結果に基づく指導等)

第14条 市長は、耐震診断の結果に基づき派遣対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導および助言をすることができる。

(委託料の請求および支払)

第15条 受託者は、市長と締結した支援事業の委託契約に定められた額により、委託料を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その請求の内容を審査し、遅滞なく委託料を当該受託者に支払うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

(秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱の廃止)

2 秋田市木造住宅耐震診断等補助事業実施要綱(平成26年9月24日市長
決裁)は、廃止する。